

建設リサイクル法に係る申請書等の押印について

「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）」が改定されました。（令和3年1月1日から施行）

この改定に伴い、本県を申請（届出）先とする手続の取扱いは下記のとおりとします。

また、県で様式を定めている届出等についても押印を廃止する見直しを行いましたので、併せてお知らせします。

記

- ・申請書（届出）の押印は不要になるため、すべて記名のみとなります。
- ・省令改正前に既に作成し、押印済みの様式については、そのまま提出しても差し支えありません。
- ・従前の様式で「印」の記載があるものは、押印をせずに提出してください。

<参考> 押印不要となる書類

「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条第1項及び同条第2項の規定に係る「届出書（様式第1号）」及び「変更届出書（様式第2号）」
- ・同法第22条の規定に係る「解体工事業登録申請書（別記様式第1号から別記様式第4号）」
- ・同法第25条の規定に係る「解体工事業登録事項変更届出書（別記様式第6号）」

「茨城県押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則」

- ・茨城県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則第3条の規定に係る「建設業許可取得通知書（様式第1号）」
- ・同規則第4条の規定に係る「廃業等届出書（様式第2号）」